

国際課税委員会（第46回）の概要

文責 森信茂樹

平成23年1月27日、経済産業省貿易経済協力局貿易振興課の須賀千鶴さんから、「パテントボックス制度」について説明を受けました。その概要は以下の通りです。（すべて個人的見解）

我が国で研究開発を行い、成果物たる無形資産の対価（ロイヤリティ）を我が国で受け取る一連の企業活動は、我が国経済に長期にわたり多様な効果をもたらす。そこで、わが国では税制面において、国内における企業の研究開発活動を支援するため、活動段階に着目して R&D 税制を整備・拡充するとともに、収益段階では、所得の国外流出防止を主眼とする国際課税制度を構築してきた。

「パテントボックス制度」とは、特許権等を中心とした無形資産から生じる所得に対して、軽減税率を適用する制度である。近年では、オランダ、フランス、ハンガリー、アイルランドにおいて導入され、イギリスにおいても2013年4月から導入予定となっている。当該制度の導入目的には、外国企業の研究開発拠点の呼び込み、国内企業の研究開発拠点の流出防止等が挙げられている。利益のうちパテント等から生じる利益を非課税のボックスに振り分け、残余利益に課税する形を取るため、パテントボックスと呼ばれる。

オランダのパテントボックス税制の概要は以下の通り。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。